

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ばれいしょ	0.3	0.3	○			0.2	アメリカ	<0.04, 0.05, <0.04, 0.15, 0.12, 0.09, 0.08, 0.05
クレソン	4.0	4	申 申			4.0	アメリカ	1.10, 0.31 0.15, 0.68
はくさい	2							
キャベツ	1							
その他のあぶらな科野菜	4.0	4						
チコリ	4.0	4				4.0	アメリカ	
エンダイブ	4.0	4				4.0	アメリカ	
しゅんぎく	4.0	4				4.0	アメリカ	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	4.0	4				4.0	アメリカ	
その他のきく科野菜	4.0	4				4.0	アメリカ	
ねぎ(リーキを含む)	3		申					1.08(#), 1.21(#)
パセリ	4.0	4				4.0	アメリカ	
セロリ	4.0	4				4.0	アメリカ	
その他のせり科野菜	4.0	4				4.0	アメリカ	
トマト	2	0.4	申			0.4	アメリカ	0.52, 1.11(ニマト)
ピーマン	0.4	0.4						
なす	3	3	○			0.4	アメリカ	0.58, 0.39, 1.13, 1.39, 1.28, 0.73
その他のなす科野菜	0.4	0.4						
きゅうり(ガーキンを含む)	1	1	○			0.4	アメリカ	0.42, 0.57, 0.53, 0.51
かぼちや(スカッシュを含む)	0.4	0.4						
しろうり	0.4	0.4	申			0.4	アメリカ	0.82, 0.44
すいか	2	0.4						
メロン類果実	2	2	○			0.4	アメリカ	0.11(#), 0.28(#), 0.78, 0.54, 1.26, 1.09
まくわうり	0.4	0.4						
その他のうり科野菜	0.4	0.4						
ほうれんそう	9.0	9				9.0	アメリカ	
その他の野菜	4.0	4	○			4.0	アメリカ	<0.04, 0.05(れんこん)
りんご	1	1	○・申			0.2	アメリカ	0.17, 0.11, 0.43(\$), 0.13 0.10(#), 0.17(#), 0.11, 0.12
日本なし	0.5	0.5	○・申			0.2	アメリカ	
西洋なし	0.5	0.5	○・申			0.2	アメリカ	
マルメロ	0.2	0.2				0.2	アメリカ	
びわ	0.2	0.2				0.2	アメリカ	
もも	1	0.7	○・申			0.6	アメリカ	
ネクタリン	1	0.6	申			0.6	アメリカ	0.49(#), 0.82(#), 0.21, 0.24 0.44, 0.25
あんず(アプリコットを含む)	2	0.6	申			0.6	アメリカ	(うめを参照)
すもも(プルーンを含む)	0.6	0.6	申			0.6	アメリカ	0.12, 0.08
うめ	2	2	○・申					0.98, 0.83, 0.43, 0.55
おうとう(チェリーを含む)	0.6	0.6				0.6	アメリカ	
いちご	2	2	○					0.27, 0.61(\$)
ぶどう	5		申					1.95(#), 2.22(#)
その他の果実	0.4	0.4				0.4	アメリカ	
綿実	0.5	0.5				0.5	アメリカ	
茶	40	40	○					25.6(\$), 19.1(荒 茶)/21.1, 16.8(湯侵 出)
ホップ	5		IT			7.0	アメリカ	[3.33, 1.92, 1.12]
牛の筋肉	0.05	0.05				0.05	アメリカ	
羊の筋肉	0.05	0.05				0.05	アメリカ	
馬の筋肉	0.05	0.05				0.05	アメリカ	
山羊の筋肉	0.05	0.05				0.05	アメリカ	
牛の脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ	
羊の脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ	
馬の脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ	
山羊の脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ	
牛の肝臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
羊の肝臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
馬の肝臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
山羊の肝臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
牛の腎臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
羊の腎臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
馬の腎臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	
山羊の腎臓	0.08	0.08				0.08	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.08	0.08				0.08	アメリカ
羊の食用部分	0.08	0.08				0.08	アメリカ
馬の食用部分	0.08	0.08				0.08	アメリカ
山羊の食用部分	0.08	0.08				0.08	アメリカ
乳	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の筋肉	0.02	0.02				0.02	アメリカ
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の肝臓	0.02	0.02				0.02	アメリカ
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の腎臓	0.02	0.02				0.02	アメリカ
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の食用部分	0.02	0.02				0.02	アメリカ
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02				0.02	アメリカ
鶏の卵	0.03	0.03				0.03	アメリカ
その他の家きんの卵	0.03	0.03				0.03	アメリカ
トマトピューレー	0.5	0.5				0.50	アメリカ
トマトペースト	2.0	2				2.0	アメリカ

(#)で示した作物残留試験成績は、適用範囲内で行われていない。

(\$)で示したりんご、いちご及び茶は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、試験が行われた範囲内で最も大きな残留値を考慮した。

登録有無欄に「申」の記載があるものは、今回国内登録に関する申請があったものである。

登録有無欄に「IT」の記載があるものは、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請がなされたものである。

フロニカミド推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
ばれいしよ	0.3	11.0	6.4	11.9	8.1
クレソン	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
はくさい	2	58.8	20.6	43.8	63.4
キャベツ	1	22.8	9.8	22.9	19.9
その他のあぶらな科野菜	4.0	8.4	1.2	0.8	12.4
チコリ	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
エンダイブ	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
しゅんぎく	4.0	10.0	2.4	7.6	14.8
レダス (サラダ菜及びちしゃを含む)	4.0	24.4	10.0	25.6	16.8
その他のきく科野菜	4.0	1.6	0.4	2.0	2.8
ねぎ (リーキを含む)	3	33.9	13.5	24.6	40.5
パセリ	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
セロリ	4.0	1.6	0.4	1.2	1.6
その他のせり科野菜	4.0	0.4	0.4	0.4	1.2
トマト	2	48.6	33.8	49.0	37.8
ピーマン	0.4	1.8	0.8	0.8	1.5
なす	3	12.0	2.7	9.9	17.1
その他のなす科野菜	0.4	0.1	0.0	0.0	0.1
きゅうり (ガーキンを含む)	1	16.3	8.2	10.1	16.6
かぼちや (スカッシュを含む)	0.4	3.8	2.3	2.8	4.6
しろうり	0.4	0.1	0.0	0.0	0.3
ずいか	2	0.2	0.2	0.2	0.2
メロン類果実	2	0.8	0.6	0.2	0.6
まくわうり	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	0.4	0.2	0.0	0.9	0.3
ほうれんそう	9.0	168.3	90.9	156.6	195.3
その他の野菜	4.0	50.4	38.8	38.4	48.8
りんご	1	35.3	36.2	30.0	35.6
日本なし	0.5	2.6	2.2	2.7	2.6
西洋なし	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
マルメロ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
びわ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	1	0.5	0.7	4.0	0.1
ネクタリン	1	0.1	0.1	0.1	0.1
アンズ (アブリコットを含む)	2	0.2	0.2	0.2	0.2
すもも (プルーンを含む)	0.6	0.1	0.1	0.8	0.1
うめ	2	2.2	0.6	2.8	3.2
おうとう (チェリーを含む)	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1
いちご	2	0.6	0.8	0.2	0.2
ぶどう	5	29.0	22.0	8.0	19.0
その他の果実	0.4	1.6	2.4	0.6	0.7
綿実	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
茶	40	120.0	56.0	140.0	172.0
ホップ	5	0.5	0.5	0.5	0.5
陸棲哺乳類の肉類	0.08	4.6	2.6	4.8	4.6
陸棲哺乳類の乳類	0.02	2.9	3.9	3.7	2.9
家禽の肉類	0.02	0.4	0.4	0.3	0.4
家禽の卵類	0.03	1.2	0.9	1.2	1.2
計		678.9	374.9	611.5	749.9
ADI比 (%)		17.4	32.5	15.1	19.0

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

平成16年	5月27日	農薬登録申請
平成16年	10月29日	厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成16年	11月2日	食品安全委員会(要請事項説明)
平成16年	12月15日	第21回食品安全委員会農薬専門調査会
平成17年	7月20日	第33回食品安全委員会農薬専門調査会
平成17年	11月16日	第38回食品安全委員会農薬専門調査会
平成17年	12月15日	食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成18年	1月19日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成18年	2月14日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成18年	2月17日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成18年	6月12日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成18年	9月7日	薬事・食品衛生審議会から答申
平成18年	10月6日	残留基準の告示
平成18年	10月6日	初回農薬登録
平成20年	1月30日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡(すいか、ぶどう等)
平成20年	2月12日	厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年	2月14日	食品安全委員会(要請事項説明)
平成20年	6月24日	第40回農薬専門調査会幹事会
平成20年	7月3日	食品安全委員会(報告)
平成20年	7月3日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	7月10日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成20年	8月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

フロニカミド

食品名	残留基準値
	DDM
クレソン	4.0
はくさい	2
キャベツ	1
その他のあぶらな科野菜(注1)	4.0
チコリ	4.0
エンダイブ	4.0
しゅんぎく	4.0
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	4.0
その他のきく科野菜(注2)	4.0
ねぎ(リーキを含む)	3
パセリ	4.0
セロリ	4.0
その他のせり科野菜(注3)	4.0
トマト	2
すいか	2
ほうれんそう	4.0
その他の野菜(注4)	4.0
もも	1
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む)	2
ぶどう	5
ホップ	5
トマトペースト	2.0

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

・フロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン及び4-トリフルオロメチルニコチン酸の和として。